官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件（個人情報保護委一一）　二
○みその日本農林規格の一部を改正する件（農林水産一一二八）
○みそについての生産行程管理者の認証の技術的基準の一部を改正する件（同一一二九）
○みその生産行程についての検査方法の一部を改正する件（同一一三〇）

〔その他告示〕
○半島振興法に基づく産業振興促進計画を認定した件（総務・農林水産・国土交通二）　三
○令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る当選人の繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件（中央選挙管理会一九）　四
○農薬を登録した件（農林水産一一三一）
○農薬の登録が失効した件（同一一三二）
○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件（国土交通五二九、五三〇）　四
○特定社会基盤事業者を指定した件（同五三一）
○特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の指定湿地を指定した件（環境六一）　五
○道路に関する件（関東地方整備局一六八）
○道路に関する件（中部地方整備局七三）
○道路に関する件（近畿地方整備局八一）
○都市計画に関する件（九州地方整備局九〇）

〔人事異動〕
会計検査院　六

〔皇室事項〕
官庁事項　六

〔官庁報告〕
国営土地改良事業の工事完了の公告（農林水産省）　六
タクシー乗場及びタクシー乗車禁止地区等の指定についての一部を改正する件（近畿運輸局）

日本国に帰化を許可する件（法務省告示配五八）　六

〔公　告〕
官庁
押収物還付、佐賀東部土地改良区の定款変更の認可関係諸事項　七

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　七

会社その他　二六

法規的告示

○個人情報保護委員会告示第十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十七条の規定に基づき、特定個人情報保護評価指針（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月十五日

個人情報保護委員会委員長　手塚　悟

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第１～第４　略］	［第１～第４　同左］
第５　特定個人情報保護評価の実施手続	第５　特定個人情報保護評価の実施手続
［１～４　略］	［１～４　同左］
５　特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスの変更時の検討	［加える。］
６　［略］	５　［同左］
［第６～第12　略］	［第６～第12　同左］
別表　［略］	別表　［同左］
［様式１～様式４　略］	［様式１～様式４　同左］
［第１～第４　略］	［第１～第４　同左］
第５　特定個人情報保護評価の実施手続	第５　特定個人情報保護評価の実施手続
［１～４　略］	［１～４　同左］
５　特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスの変更時の検討	［加える。］
評価実施機関は、特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスに変更を加えようとする場合、当該変更の内容を踏まえ、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置の変更の必要性の有無について検討を行うものとする。評価実施機関は、当該検討の結果を踏まえ必要があると認めるときは、第６の２(2)の規定による特定個人情報保護評価の再実施又は第７の規定による特定個人情報保護評価書の修正並びに委員会への提出及び公表を行うものとする。	
６　［略］	５　［同左］

［第６～第12　略］	［第６～第12　同左］
別表　［略］	別表　［同左］
［様式１～様式４　略］	［様式１～様式４　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第千百二十八号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、みその日本農林規格（令和四年農林水産省告示第六百五十九号）（ＪＡＳ〇〇二二）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和七年八月十四日から施行する。

令和七年七月十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千百二十九号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、みそについての生産行程管理者の認証の技術的基準（令和四年農林水産省告示第六百六十四号）の一部を次のように改正し、令和七年八月十四日から施行する。

令和七年七月十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千百三十号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十三条（同令第六十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、みその生産行程についての検査方法（令和四年農林水産省告示第六百六十五号）の一部を次のように改正し、令和七年八月十四日から施行する。

令和七年七月十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

その他告示

総務省
○農林水産省
国土交通省
告示第二号

半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第九条の二第九項の規定に基づき、同条第一項に規定する産業振興促進計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

令和七年七月十五日

総務大臣　村上誠一郎
農林水産大臣　小泉進次郎
国土交通大臣　中野　洋昌

半島振興対策実施地域の名称	産業振興促進計画の区域	産業振興促進計画の作成主体の名称	産業振興促進計画の名称	産業振興促進計画を認定した日
渡島	北海道北斗市の全域	北斗市	北斗市産業振興促進計画	令和七年七月一日
	北海道亀田郡七飯町の全域	七飯町	七飯町産業振興促進計画	令和七年七月一日
積丹	北海道古宇郡泊村の全域	泊村	泊村産業振興促進計画	令和七年七月一日

下北	青森県むつ市の区域の一部（旧むつ市）	むつ市	むつ市産業振興促進計画	令和７年７月１日
	青森県上北郡六ヶ所村の全域	六ヶ所村	六ヶ所村産業振興促進計画	令和７年７月１日
男鹿	秋田県潟上市の区域の一部（旧天王町）	潟上市	潟上市産業振興促進計画	令和７年７月１日
	秋田県南秋田郡大潟村の全域	大潟村	大潟村産業振興促進計画	令和７年７月１日
南房総	千葉県館山市の全域	館山市	館山市産業振興促進計画	令和７年７月１日
	千葉県鴨川市の区域の一部（旧鴨川市）	鴨川市	鴨川市産業振興促進計画	令和７年７月１日
	千葉県富津市の全域	富津市	富津市産業振興促進計画	令和７年７月１日
	千葉県いすみ市の全域	いすみ市	いすみ市産業振興促進計画	令和７年７月１日
	千葉県夷隅郡御宿町の全域	御宿町	御宿町産業振興促進計画	令和７年７月１日
能登	石川県かほく市の全域	かほく市	かほく市産業振興促進計画	令和７年７月１日
	石川県河北郡津幡町の全域	津幡町	津幡町産業振興促進計画	令和７年７月１日
	石川県河北郡内灘町の全域	内灘町	内灘町産業振興促進計画	令和７年７月１日
伊豆中南部	静岡県賀茂郡東伊豆町の全域	東伊豆町	東伊豆町産業振興促進計画	令和７年７月１日
紀伊	三重県伊勢市の全域	伊勢市	伊勢市産業振興促進計画	令和７年７月１日
	三重県松阪市の区域の一部（旧松阪市）	松阪市	松阪市産業振興促進計画	令和７年７月１日
	三重県多気郡多気町の全域	多気町	多気町産業振興促進計画	令和７年７月１日
	三重県多気郡明和町の全域	明和町	明和町産業振興促進計画	令和７年７月１日
	三重県度会郡玉城町の全域	玉城町	玉城町産業振興促進計画	令和７年７月１日
	三重県度会郡度会町の全域	度会町	度会町産業振興促進計画	令和７年７月１日
	三重県南牟婁郡御浜町の全域	御浜町	御浜町産業振興促進計画	令和７年７月１日
	三重県南牟婁郡紀宝町の全域	紀宝町	紀宝町産業振興促進計画	令和７年７月１日
	奈良県吉野郡大淀町の全域	大淀町	大淀町産業振興促進計画	令和７年７月１日
	和歌山県海南市の区域の一部（旧海南市）	海南市	海南市産業振興促進計画	令和７年７月１日
	和歌山県橋本市の全域	橋本市	橋本市産業振興促進計画	令和７年７月１日
	和歌山県有田市の全域	有田市	有田市産業振興促進計画	令和７年７月１日
	和歌山県御坊市の全域	御坊市	御坊市産業振興促進計画	令和７年７月１日
	和歌山県田辺市の全域	田辺市	田辺市産業振興促進計画	令和７年７月１日
	和歌山県岩出市の全域	岩出市	岩出市産業振興促進計画	令和７年７月１日
	和歌山県紀の川市の区域の一部（旧打田町及び旧貴志川町）	紀の川市	紀の川市産業振興促進計画	令和７年７月１日
	和歌山県有田郡有田川町の全域	有田川町	有田川町産業振興促進計画	令和７年７月１日
	和歌山県日高郡日高町の全域	日高町	日高町産業振興促進計画	令和７年７月１日
	和歌山県日高郡みなべ町の区域の一部（旧南部町）	みなべ町	みなべ町産業振興促進計画	令和７年７月１日
	和歌山県西牟婁郡白浜町の区域の一部（旧白浜町）	白浜町	白浜町産業振興促進計画	令和７年７月１日
	和歌山県西牟婁郡上富田町の全域	上富田町	上富田町産業振興促進計画	令和７年７月１日
島根	島根県出雲市の区域の一部（旧平田市及び旧大社町）	出雲市	出雲市産業振興促進計画	令和７年７月１日
	島根県松江市の区域の一部（旧八束町）	松江市	松江市産業振興促進計画	令和７年７月１日
室津大島	山口県熊毛郡平生町の全域	平生町	平生町産業振興促進計画	令和７年７月１日
幡多	高知県四万十市の区域の一部（旧中村市）	四万十市	四万十市産業振興促進計画	令和７年７月１日
東松浦	佐賀県唐津市の区域の一部（旧唐津市、旧肥前町、旧鎮西町及び旧呼子町）	唐津市	唐津市産業振興促進計画	令和７年７月１日
	佐賀県東松浦郡玄海町の全域	玄海町	玄海町産業振興促進計画	令和７年７月１日

北松浦	佐賀県伊万里市の全域	伊万里市	伊万里市産業振興促進計画	令和七年七月一日
	長崎県佐世保市の区域の一部（旧吉井町、旧世知原町、旧小佐々町、旧江迎町、旧鹿町町及び浅子町）	佐世保市	佐世保市産業振興促進計画	令和七年七月一日
	長崎県北松浦郡佐々町の全域	佐々町	佐々町産業振興促進計画	令和七年七月一日
島原	長崎県諫早市の区域の一部（旧森山町）	諫早市	諫早市産業振興促進計画	令和七年七月一日
西彼杵	長崎県長崎市の区域の一部（旧琴海町）	長崎市	長崎市産業振興促進計画	令和七年七月一日
宇土天草	熊本県宇土市の全域	宇土市	宇土市産業振興促進計画	令和七年七月一日
	熊本県宇城市の区域の一部（旧不知火町）	宇城市	宇城市産業振興促進計画	令和七年七月一日
国東	大分県速見郡日出町の全域	日出町	日出町産業振興促進計画	令和七年七月一日
大隅	鹿児島県鹿児島市の区域の一部（旧鹿児島市、旧野尻町、持木町、東桜島町、古里町、有村町、黒神町及び高免町）及び旧桜島町）	鹿児島市	鹿児島市産業振興促進計画	令和七年七月一日
	鹿児島県鹿屋市の区域の一部（旧鹿屋市及び旧串良町）	鹿屋市	鹿屋市産業振興促進計画	令和七年七月一日
薩摩	鹿児島県鹿児島市の区域の一部（旧喜入町、旧松元町及び旧郡山町）	鹿児島市	鹿児島市産業振興促進計画	令和七年七月一日
	鹿児島県日置市の区域の一部（旧伊集院町）	日置市	日置市産業振興促進計画	令和七年七月一日

○中央選挙管理会告示第十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百一条の二の二第二項及び第三項の規定に基づき、令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る当選人の繰上補充による当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。

令和七年七月十五日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

参議院名簿届出政党等の名称	当選人の住所
日本維新の会	大分県大分市大字賀来二六〇番地 当選人の氏名 桑原久美子 （くわはらくみこ）

○農林水産省告示第千百三十一号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年六月二十五日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年七月十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24972	フロメトキン乳剤	グラディウス	東京都千代田区丸の内二丁目１番１号 日本化薬株式会社　代表取締役社長　涌元厚宏
24973	アシュラム液剤	アシュロックス液剤	東京都中央区日本橋一丁目４番１号　アグリスタ　ライフサイエンス株式会社　代表取締役社長　カノウ　ダニエル　ケンジ

○農林水産省告示第千百三十二号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十一条第二号の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年七月十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

令和７年５月１日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
23799	メタアルデヒド粒剤	住友化学ジャンボたにしくん	東京都中央区日本橋二丁目７番１号　住友化学株式会社　社長　水戸信彰

令和７年５月13日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
21924	ハスモンヨトウ核多角体病ウイルス水和剤	ハスモン天敵	東京都千代田区丸の内二丁目１番１号 日本化薬株式会社　代表取締役社長　涌元厚宏

令和７年５月22日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
20854	ピフェントリン・ミクロブタニル液剤	アタックワンＡＬ	東京都中央区京橋一丁目19番８号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　岩田浩幸
22365	フルベンジアミドくん煙剤	日農フェニックスジェット	〃

令和７年５月23日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24102	イミダクロプリド・エトフェンプロール水和剤	アドマイヤープラスフロアブル	東京都千代田区丸の内一丁目６番５号 バイエルクロップサイエンス株式会社 代表取締役　大島美紀

令和７年５月30日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
19717	ジメテナミド・リニュロン乳剤	ＳＤＳエコトップ乳剤	東京都中央区日本橋室町三丁目４番４号 ＢＡＳＦジャパン株式会社　代表取締役社長　石田博基
21454	ジメテナミド・リニュロン粒剤	ＢＡＳＦエコトップ粒剤	〃

○国土交通省告示第五百二十九号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（令和七年八月三日の午前七時から午後六時までの間に限る。）。

令和七年七月十五日

国土交通大臣　中野　洋昌

福岡県柳川市本城町一番五地先所在の黒門橋を中心とする半径六百メートルの区域内にある水域（水郷柳川の水の祭典実行委員会が主催する二〇二五柳川ソーラーボート大会で使用される水域に限る。）。

○国土交通省告示第五百三十号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（令和七年七月十八日から同月二十三日までの毎日午前十時から午後六時までの間に限る。）。

令和七年七月十五日

国土交通大臣　中野　洋昌

北緯三十四度四十二分二・五秒東経百三十五度五十八分三十六・五秒の地点、北緯三十四度四十二分二・五秒東経百三十五度二十分三十四・四秒の地点、北緯三十四度四十分五十七・六秒東経百三十五度二十分三十四・四秒の地点及び北緯三十四度四十分五十七・六秒東経百三十五度五十八分三十六・五秒の地点を順次に結んだ線により囲まれた海域並びに北緯三十四度四十二分二・五秒東経百三十五度十九分二十九・九秒の地点、北緯三十四度四十二分二・五秒東経百三十五度十九分十九・四秒の地点、北緯三十四度四十分五十七・六秒東経百三十五度十九分十九・四秒の地点及び北緯三十四度四十三分二・六秒東経百三十五度十九分二十九・九秒の地点、北緯三十四度四十三分二十五・三秒東経百三十五度十九分四十九・九秒の地点及び北緯三十四度四十三分二十二・八秒東経百三十五度十九分五十六・八秒の地点を順次に結んだ線により囲まれた海域並びに北緯三十四度四十三分二十二・五秒東経百三十五度十九分四十九・四秒の地点、北緯三十四度四十三分十九・四秒東経百三十五度十九分四十九・二秒の地点、北緯三十四度四十三分十八・〇秒東経百三十五度二十分六・二秒の地点及び北緯三十四度四十三分十七・三秒東経百三十五度二十分六・二秒の地点を順次に結んだ線により囲まれた海域並びに北緯三十四度四十三分二・六秒東経百三十五度十九分十九・四秒の地点、北緯三十四度四十三分二・六秒東経百三十五度十九分二十九・九秒の地点及び北緯三十四度四十三分二・六秒東経百三十五度十九分二十九・九秒の地点及び北緯三十四度四十二分二・五秒東経百三十五度十九分二十九・九秒の地点、北緯三十四度四十二分二・五秒東経百三十五度十九分十九・四秒の地点、北緯三十四度四十分五十七・六秒東経百三十五度五十八分三十六・五秒の地点を順次に結んだ線により囲まれた海域並びに北緯三十四度四十二分二・五秒東経百三十五度二十分三十四・四秒の地点、北緯三十四度四十分五十七・六秒東経百三十五度五十八分三十六・五秒の地点及び北緯三十四度四十分五十七・六秒東経百三十五度二十分三十四・四秒の地点、北緯三十四度四十二分二・五秒東経百三十五度十九分十九・四秒の地点、北緯三十四度四十三分二・六秒東経百三十五度十九分十九・四秒の地点及び北緯三十四度四十三分二・六秒東経百三十五度十九分二十九・九秒の地点、北緯三十四度四十二分二・五秒東経百三十五度十九分二十九・九秒の地点、北緯三十四度四十三分二・六秒東経百三十五度十九分十九・四秒の地点、北緯三十四度四十三分二・六秒東経百三十五度十九分十九・四秒の地点を順次に結んだ線により囲まれた海域並びに北緯三十四度四十三分二・六秒東経百三十五度十九分十九・四秒の地点、北緯三十四度四十三分二十五・三秒東経百三十五度十九分四十九・九秒の地点及び北緯三十四度四十三分二十二・八秒東経百三十五度十九分五十六・八秒の地点を順次に結んだ線により囲まれた海域並びに北緯三十四度四十三分二十二・五秒東経百三十五度十九分四十九・四秒の地点、北緯三十四度四十三分十九・四秒東経百三十五度十九分四十九・二秒の地点、北緯三十四度四十三分十八・〇秒東経百三十五度二十分六・二秒の地点及び北緯三十四度四十三分十七・三秒東経百三十五度二十分六・二秒の地点を順次に結んだ線により囲まれた海域。

○国土交通省告示第五百三十一号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、次の者を特定社会基盤事業者として指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年七月十五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

福山通運株式会社　広島県福山市東深津町四丁目二十番一号

西濃運輸株式会社　岐阜県大垣市田口町一番地

二　特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

貨物自動車運送事業

三　特定社会基盤事業者の指定をした日

令和七年七月十四日

○環境省告示第六十一号

昭和四十六年二月二日ラムサールにおいて作成された特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条1に規定する湿地を次のように指定した。

この湿地の区域を表示した図面は、環境省、福島県庁、会津若松市役所、郡山市役所及び猪苗代町役場に備え付けて供覧するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。

令和七年七月十五日

環境大臣臨時代理

国務大臣　小泉進次郎

一　名称

猪苗代湖

二　区域

福島県会津若松市、郡山市及び耶麻郡猪苗代町の各一部

三　区域図（省略）

○関東地方整備局告示第百六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十五日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
渋川市上白井字上ノ段八六三番五から沼田市岩本町字柿平五二三番九まで	前	ＢＡ　一〇・〇〇～一一・五〇～一〇・〇〇～一一・五〇～一〇・〇〇	一三六・〇〇メートル　二四五・〇〇メートル　二六一・〇〇メートル	三・三五三キロメートル　二・三七一キロメートル　三・三五三キロメートル　二・三七一キロメートル
	後	ＢＡ　一〇・〇〇～一一・五〇～一〇・〇〇～一一・五〇～一〇・〇〇	一三六・〇〇メートル　二四五・〇〇メートル　二六一・〇〇メートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○中部地方整備局告示第七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十五日

中部地方整備局長　森本　輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十五号	奈良県山辺郡山添村大字三ヶ谷一四五九番一から同村大字三ヶ谷一四六九番一まで	中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

供用開始の期日　令和七年七月十五日

○近畿地方整備局告示第八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十五日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百六十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大津市北小松字鵜川一〇四番二から同市北小松字大門一〇一〇番まで	前	ＢＡ　七・〇〇～一一・五〇～七・〇〇～一一・五〇～	二六・一四メートル　八四・一〇メートル　二六・一四メートル　八四・一〇メートル	二・二八二キロメートル　一・一四九キロメートル　二・二八二キロメートル　二・二八二キロメートル
	後	ＣＢＡ　三一・三三～六九・五四～八四・一〇～	一三八・四三メートル	一・一三三キロメートル　上記Ａ、Ｂ及びＣは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
大津市北小松字大門一〇一五番から同市北小松字宇藤田一一四八番三まで	前	ＢＡ　三七・三〇～三六・六一～	一三八・四三メートル	〇・二六二キロメートル　二・二六二キロメートル
	後	ＢＡ　三七・三〇～三六・六一～	一三八・四三メートル	〇・二六二キロメートル　二・二六二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○九州地方整備局告示第九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月十五日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　施行者の名称　佐賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　鹿島都市計画道路事業三・四・四号鹿島駅城内線、七・五・五号鹿島駅組知線及び三・四・二号井手西葉線

三　事業施行期間　自令和七年七月十五日至令和十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　佐賀県鹿島市大字高津原字横澤篭及び薬師篭地内

使用の部分　佐賀県鹿島市大字高津原字横澤篭地内

人事異動

会計検査院

検査官　　挽　　文子

会計検査院長原田佑平海外出張不在中会計検査院法施行規則第八条の規定により会計検査院長の職務を代行する（七月十五日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、モンテネグロの国祭日につき、七月十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、フランスの国祭日につき、七月十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、令和７年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の３第３項の規定に基づき公告する。

令和７年７月15日

農林水産大臣　小泉進次郎

記

国営津別土地改良事業（区画整理、農地造成）

国営東宗谷土地改良事業（区画整理、農地造成）

タクシー乗場及びタクシー乗車禁止地区等の指定についての一部を改正する件

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第43条第１項の規定に基づき、タクシー乗場及びタクシー乗車禁止地区等の指定について（昭和48年12月７日付け大阪陸運局長公示）の一部を次のように改正し、令和７年７月29日から適用することとしたので、同条第４項の規定により公示する。

令和７年７月15日

近畿運輸局長　服部　真樹

「１指定するタクシー乗場」中、「(南海）難波駅前大阪市中央区難波５丁目１番先」を「なんばパークス通大阪市中央区難波５丁目１番先」に改め、「南地11号乗場大阪市中央区心斎橋筋１丁目６番先」、「南地12号乗場大阪市中央区西心斎橋１丁目５番先」、「南地14号乗場大阪市中央区西心斎橋２丁目２番先」を削除する。

公　告

諸　事　項

佐賀東部土地改良区の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項、第124条及び第136条の４の規定に基づき、佐賀県及び福岡県の区域の一部を地区とし、佐賀県神埼市に事務所を有する佐賀東部土地改良区から申請のあった定款の変更は、令和７年６月27日認可したので、同法第30条第３項、第124条及び第136条の４の規定に基づき公告する。

令和７年７月15日

九州農政局長　緒方　和之

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０４７号

東京都渋谷区桜丘町１番２号渋谷サクラステージセントラルビル11階
清算株式会社　飯綱東高原観光開発株式会社
代表清算人　荒木　達男

１　決定年月日　令和７年７月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第３０１２号

大阪市中央区内平野町１丁目３番６号ＪＰＣビル
清算株式会社　株式会社ＳＹＭ
代表清算人　武　笑美也

１　決定年月日　令和７年７月２日
２　主文　本件協定を認可する。

協定

１　清算株式会社は、各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、本協定認可決定確定日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
２　本件協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対する残余の債権につきその債務を免除する。
３　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合において、本件協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第３０１３号

大阪市中央区内平野町１丁目３番６号ＪＰＣビル
清算株式会社　株式会社ＭＥＲＧＩＣ
代表清算人　武　笑美也

1　決定年月日　令和７年７月２日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1　本件協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権につき、その債務を全部免除する。
2　前項の免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合において、本協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第３０１４号

大阪市中央区内平野町１丁目３番６号ＪＰＣビル
清算株式会社　ＰＲＯ株式会社
代表清算人　武　笑美也

1　決定年月日　令和７年７月２日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、本件協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。
2　本件協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対する残余の債権につきその債務を免除する。
3　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合において、本協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第３０１５号

大阪市中央区内平野町１丁目３番６号
清算株式会社　株式会社夢想塾
代表清算人　武　笑美也

1　決定年月日　令和７年７月２日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1　本件協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権につき、その債務を全部免除する。
2　前項の免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合において、本協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第３０１６号

大阪市中央区内平野町１丁目３番６号
清算株式会社　株式会社エデュース
代表清算人　武　笑美也

1　決定年月日　令和７年７月２日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、本件協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。
2　本件協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対する残余の債権につきその債務を免除する。
3　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合において、本協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第１号

長崎県対馬市美津島町鶏知甲490番地の１
清算株式会社　株式会社ＳＫ
代表清算人　伊藤浩一郎

1　決定年月日　令和７年６月30日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
清算株式会社は、下記の各協定債権者の債権（元本、利息及び遅延損害金）につき、その全額の免除を受ける。

記

①　株式会社十八親和銀行
②　株式会社日本政策金融公庫
③　株式会社商工組合中央金庫
④　長崎県信用保証協会

長崎地方裁判所厳原支部

更生手続終結

令和６年（ミ）第２・６号

北海道函館市松陰町24番１号（吸収合併後の存続会社の本店所在地　東京都千代田区大手町１－１－２大手門タワー）
更生会社　アサヒ調剤薬局株式会社（吸収合併後の存続会社　なぎさアセットマネジメント株式会社）
新潟県長岡市曲新町687－４（吸収合併後の存続会社の本店所在地　東京都千代田区大手町１－１－２大手門タワー）
更生会社　株式会社ソフトリー（吸収合併後の存続会社　なぎさアセットマネジメント株式会社）
管財人　南　　賢一
1　決定年月日　令和７年７月１日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画の遂行が確実である。

東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ミ）第３－５・７－９号

滋賀県東近江市八日市緑町13番14号（吸収合併後の存続会社の本店所在地　東京都千代田区大手町１－１－２大手門タワー）
更生会社　有限会社ハヤシデラ（吸収合併後の存続会社　なぎさアセットマネジメント株式会社）
青森市大字安田字近野１番地329（吸収合併後の存続会社の本店所在地　東京都千代田区大手町１－１－２大手門タワー）
更生会社　有限会社共生商会（吸収合併後の存続会社　なぎさアセットマネジメント株式会社）
北海道函館市桔梗１丁目２番９号（吸収合併後の存続会社の本店所在地　東京都千代田区大手町１－１－２大手門タワー）
更生会社　株式会社ハーベリィ科学研究所（吸収合併後の存続会社　なぎさアセットマネジメント株式会社）
新潟市中央区関屋田町１丁目117番地１（吸収合併後の存続会社の本店所在地　東京都千代田区大手町１－１－２大手門タワー）
更生会社　有限会社ライフプランニング（吸収合併後の存続会社　なぎさアセットマネジメント株式会社）
新潟市中央区関屋田町１丁目117番地１（吸収合併後の存続会社の本店所在地　東京都千代田区大手町１－１－２大手門タワー）
更生会社　新潟医薬株式会社（吸収合併後の存続会社　なぎさアセットマネジメント株式会社）
新潟市東区粟山３丁目１番８号（吸収合併後の存続会社の本店所在地　東京都千代田区大手町１－１－２大手門タワー）
更生会社　有限会社さくら調剤薬局（吸収合併後の存続会社　なぎさアセットマネジメント株式会社）
管財人　南　　賢一
1　決定年月日　令和７年７月１日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画の定めにより認められた金銭債権総額の３分の２以上が弁済され、更生計画に不履行が生じていない。

東京地方裁判所民事第20部

監督命令

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生
計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生
計画認可

給与所得者等再生による再生
手続開始

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は令和七年八月一日をもって東北フィードワン販売株式会社に商号を変更いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年七月十五日

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十三日
掲載頁　九十二頁（号外第一三九号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十九日
掲載頁　一七三頁（号外第一三六号）

岩手県紫波郡矢巾町流通センター南三丁目一番七号
（甲）岩手フィードワン販売株式会社
代表取締役　筏　圭太朗

青森県八戸市大字長苗代字谷地一一番地三
（乙）八戸フィードワン販売株式会社
代表取締役　佐合　肇

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月十五日

岩手県盛岡市内丸三番七号
（甲）株式会社岩手日報社
代表取締役　川村　公司

岩手県盛岡市本宮四丁目七番一号
（乙）有限会社岩手日報本宮専売所
取締役　藤原　哲

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であります。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十五日
掲載頁　一二一頁（号外第一四三号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十四日
掲載頁　五十八頁（号外第一四一号）

令和七年七月十五日

茨城県石岡市国府二丁目一番二五号
（甲）鹿島フィードワン販売株式会社
代表取締役　髙坂　祐一

名古屋市港区船見町一九番地
（乙）東海フィードワン販売株式会社
代表取締役　櫻井　篤

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月十九日
掲載頁　五十八頁（号外第一〇九号）

（乙）
掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月十一日
掲載頁　七十三頁（号外第一二九号）

令和七年七月十五日

栃木県那須塩原市槻沢三四二番地一七
（甲）金子メディックス株式会社
代表取締役　坂下　武芳

栃木県那須塩原市三区町五七九番地七
（乙）アイエス工業株式会社
代表取締役　坂下　由美

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月十五日

埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢字新開三二三番地八
（甲）M&J株式会社
代表取締役　小林　麻純

東京都練馬区大泉学園町七丁目五番三号
（乙）福島興業有限会社
取締役　小林　淑江

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年三月二十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月十三日
掲載頁　一一七頁（号外第一〇五号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月十三日
掲載頁　一一七頁（号外第一〇五号）

令和七年七月十五日
東京都千代田区丸の内一丁目六番五号
（甲）ランクセス株式会社
代表取締役　米津　潤一
東京都千代田区丸の内一丁目六番五号
（乙）ランクセス・ソリューションズ・ジャパン株式会社
代表取締役　米津　潤一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月四日
掲載頁　四十五頁（号外第一五四号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月四日
掲載頁　四十四頁（号外第一五四号）

令和七年七月十五日
東京都中央区日本橋小舟町二番九号
（甲）情報通信テクノロジー株式会社
代表取締役　飯島美登志
千葉県千葉市花見川区犢橋町三二〇―五
（乙）スカイネットワーク株式会社
代表取締役　岡野　雅一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月一日
掲載頁　一一九頁（号外第一五〇号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月一日
掲載頁　一二八頁（号外第一五〇号）

令和七年七月十五日
東京都中央区銀座七丁目九番一三号
（甲）株式会社日新堂
代表取締役　佐川　良二
京都市下京区七条通烏丸東入ル真苧屋町二〇五番地
（乙）株式会社プチジュエル
代表取締役　寺内　智洋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.beautech.co.jp/
（乙）https://nayuta1986.com/

令和七年七月十五日
長野県駒ヶ根市中沢三一七五番地一
（甲）日本ビューテック株式会社
代表取締役　山﨑　智士
東京都中央区八重洲二丁目一番一号ＹＡＮＭＡＲ　ＴＯＫＹＯ一二階
（乙）株式会社ナユタ
代表取締役　山﨑　智士

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月二十一日
掲載頁　七十六頁（号外第八十九号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月八日
掲載頁　一七五頁（号外第一〇二号）

令和七年七月十五日
大阪市福島区福島六丁目一三番六号
（甲）アイブリッジ株式会社
代表取締役　荒川　和也
大阪市福島区福島六丁目一三番六号
（乙）優美社産業株式会社
代表取締役　松田　泰治

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のコンビニエンスストア事業、煙草販売業、労働者派遣業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の確定した最終事業年度はありません。

令和七年七月十五日
埼玉県さいたま市緑区大字大崎三四八二番地四
（甲）合同会社Ｏｐｅｎ　Ｆｕｔｕｒｅ
代表社員　髙橋　拓実
埼玉県越谷市北越谷四丁目二一番五号
（乙）株式会社ハシモトランク
代表取締役　橋本　翔太

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場（所在神奈川県高座郡寒川町宮山一三一番地の一　名称ニュースター）経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月四日
掲載頁　五十頁（号外第一五四号）

令和七年七月十五日
東京都江戸川区東小松川四丁目二一番一三号
（甲）株式会社ニュースター
代表取締役　岡田　芳規
神奈川県平塚市富士見町三番六号
（乙）山崎興業株式会社
代表取締役　小林　光雄

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の製品キャリア輸送事業に関して有する権利義務を承継して乙はそれを甲に承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.log.nipponsteel.com/koukoku/
（乙）https://www.log.nipponsteel.com/aoba/koukoku.html

令和七年七月十五日
東京都中央区日本橋一丁目一三番一号
（甲）日鉄物流株式会社
代表取締役　米澤　公敏
愛知県東海市名和町二番割中一九番地一
（乙）青葉運輸株式会社
代表取締役　森本大三郎

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＲＵＳＴＩＣ　ＷＥＤＤＩＮＧ（住所長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉二六八一番地）に対して当社のウェディング事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十日
掲載頁　一〇一頁（号外第一三八号）

令和七年七月十五日
長野県北佐久郡軽井沢町長倉二六八一
株式会社アンドアール
代表取締役　荒原　秋月

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十五日
青森県五所川原市相内岩井八一番地五五三
合同会社山田
代表社員　一般社団法人ハレ
職務執行者　奥村　小春

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十五日
岩手県一関市千厩町千厩字町二〇番地
合同会社プラタナス
代表社員　千葉由香利

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月十七日であり、組織変更後の商号は株式会社エンシエラとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十五日

東京都新宿区西新宿三丁目三―一二西新宿水間ビル二ｆ

合同会社Cherish&Encounters

代表社員　藤澤あかね

組織変更公告

当法人は、労働者協同組合に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり、組織変更後の商号は労働者協同組合健康生活サポートセンターとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十五日

東京都世田谷区祖師谷一丁目三五番四号二階

特定非営利活動法人健康生活サポートセンター

理事　寺田　勝彦

組織変更公告

当会社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年七月十五日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目四番八号ウィンド恵比寿ビル八Ｆ　ログチップ合同会社

代表社員　浦畑　陽平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり、組織変更後の商号は株式会社プロガイドとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十五日

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号銀座大竹ビジデンス二Ｆ　合同会社プロガイド

代表社員　三宅　秀

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十五日

大阪府高槻市塚原一丁目三番一五号

合同会社ＢＬＡＳＴ

代表社員　石黒　利春

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十五日

愛知県岡崎市洞町字五位原五三番地

石原興業合同会社

代表社員　石原　稲美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十五日

大阪府大阪市鶴見区放出東三―三〇―二九―七〇三

合同会社Ｔｒｕｓｖｉａ

代表社員　佐々木秀太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十五日

福岡市東区名島五丁目六八番二三―六〇一号

合資会社共済木工所

代表社員　上村　桂子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十五日

鹿児島市谷山中央三丁目四五二七番地五

エステートアイ合同会社

代表社員　政　和代

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十五日

岩手県九戸郡軽米町大字山内第二八地割一五番地

合同会社山内森林資源開発

代表社員　工藤　敬一

資本金の額の減少公告

当社は、合併による増資を行い現在の資本金の額は一千十万円となっており、資本金の額を十万円減少し一千万円とすることにいたしました。株主総会の決議は、令和七年七月一日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月十九日

掲載頁　二〇〇頁（号外第五十五号）

令和七年七月十五日

茨城県つくば市妻木二九番地の二

恵友技工株式会社

代表取締役　大西伸太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年七月十五日

東京都目黒区自由が丘二丁目一一番九号

株式会社ＣＲＯＮＯ

代表取締役　黒﨑　竜

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し、令和七年六月三十日から令和七年八月三十一日までの日を払込期日とする株式の発行があった場合には、資本金の額を当該株式発行により増加する資本金の額と同額分減少し、最終的な資本金の額を金五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/827238/announces

令和七年七月十五日

東京都荒川区東日暮里三丁目二八番地一号

株式会社そうそう

代表取締役　日下　上総

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十七日

掲載頁　一九〇頁（号外第一三三号）

令和七年七月十五日

横浜市港南区港南二丁目一三番一二号

株式会社エムエスケイ

代表取締役　髙士　雅次

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二十五万円減少し、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月十五日

掲載頁　三頁

令和七年七月十五日

大阪府八尾市神武町一番六八号

第一樹脂工業株式会社

代表取締役　橋本　真一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

減少する資本金の額の全額を資本準備金といたします。

効力発生日は令和七年八月十八日であり、株主総会の決議は令和七年六月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://maeda-rope.com

令和七年七月十五日

和歌山県海南市木津三〇〇番地

前田ロープ工業株式会社

代表取締役　前田　克仁

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一〇二億六千七百八十八万一千八百円減少し、その全額をその他資本剰余金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月八日

掲載頁　九十六頁（号外第一五六号）

令和七年七月十五日

東京都品川区南大井五丁目一七番九号

黒田電気株式会社

代表取締役　中山　浩三

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四億八千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十日

掲載頁　二〇四頁（号外第八十一号）

令和七年七月十五日

東京都千代田区紀尾井町四番一号

濱野皮革工藝株式会社

代表取締役　土屋　好子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億五千万円、資本準備金の額を三億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年七月十五日

東京都港区東新橋一丁目六番一号

株式会社日テレＨＲ総合研究所

代表取締役　中村　博行

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年七月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一万株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年七月十五日

東京都千代田区神田猿楽町二丁目一番一五号

株式会社ＡＷＬＬ

代表取締役　林　恭輝

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十五日

東京都千代田区五番町一四番地

日本建設株式会社

代表取締役　杉山　徹

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十五日

東京都渋谷区代々木四丁目二七番二五号

ＨＵＭＡＮ　ＭＡＤＥ株式会社

代表取締役　松沼　礼

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十五日

東京都中央区東日本橋一丁目二番一四号

ケーワンテック株式会社

代表取締役　菊池　光昭

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十五日

大阪市中央区南船場二丁目四番八号

七曜企画株式会社

代表取締役　中尾　晴康

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十五日

大阪市中央区北浜二丁目一番三号

株式会社北浜清友会館

代表取締役　杉本　逸平

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十五日

大阪市西区土佐堀一丁目三番七号

株式会社扇谷

代表取締役　扇谷　廸宏

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十五日

兵庫県姫路市青山五丁目一四番六号

河部鋸刃工業株式会社

代表取締役　河部　康伸

合併につき株券等提出公告

当社は、鹿島フィードワン販売株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年七月十五日

名古屋市港区船見町一九番地

東海フィードワン販売株式会社

代表取締役　櫻井　篤

株式等売渡請求につき株券等提出公告

当社の特別支配株主である村上佑美より株式等売渡請求があり、当社はそれを承認いたしましたので、売渡請求の対象となる当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年八月十七日までに当社にご提出下さい。

令和七年七月十五日

東京都新宿区西新宿七丁目八番二号福八ビル六階

株式会社アイ・ギャラン

代表取締役　村上　佑美

出資一口の金額の減少公告

当組合は、令和七年六月二十二日開催の通常総代会において、出資一口の金額を五千円から千円に減少することを決議しました。

この決議に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は、当組合事務所に備え置いてあります。

以上、消費生活協同組合法第四十九条第三項の規定により公告します。

令和七年七月十五日

静岡県浜松市浜名区高畑一八番地

浜北医療生活協同組合

代表理事　開間　元

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億五千万円減少することにいたしました。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/ir/s04711-7pw0n/

令和七年七月十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内　パイヒア特定目的会社

取締役　髙山　知也

債権申出の公告（第一回）

当社は、令和七年七月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月十五日

兵庫県神戸市須磨区弥栄台四丁目一番三

モンノ株式会社

確定給付企業年金清算人　山﨑　潤

訂正公告

令和七年七月三日（号外第一五二号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告の乙の住所「北海道中川郡美深町西一条北一丁目一番六号」とあるは「北海道上川郡和寒町字朝日一九六番地」、決算公告の乙の住所「北海道中川郡美深町西一条北一丁目1番6号」とあるは「北海道上川郡和寒町字朝日１９６番地」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月十五日

北海道旭川市永山北二条七丁目一五八番地の一

（甲）株式会社道北暖房設備

代表取締役　櫻井　郁也

北海道上川郡和寒町字朝日一九六番地

（乙）株式会社ファームイン道北

代表取締役　櫻井　喜八

訂正公告

令和七年六月三十日（号外第一四八号）掲載の第四期決算公告中、定時株主総会の日付「令和７年６月26日」とあるは「令和７年６月25日」、代表取締役「輪島　智仁」とあるは「林口　文彦」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和七年七月十五日

東京都港区六本木一丁目六番一号

ＳＢＩトレーサビリティ株式会社

代表取締役　林口　文彦

取消公告

令和七年六月三十日（号外第一四八号）掲載の第八十八期決算公告（枠組）は取消します。

令和七年七月十五日

大阪市西区阿波座一丁目一二番一八号

ダイソーケミカル株式会社

代表取締役社長　増田　英司

正　　誤

令和七年六月二十四日（号外第百四十号）公布厚生労働省・国土交通省令第四号（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省・厚生労働省関係省令の整備等に関する省令）

（印刷誤り）

八七ページ様式Ⅱ業務の法令適合性は次のとおりの誤り。

Ⅱ　業務の法令適合性

業務の現在（　年　月　日現在）の状況と法令との適合性について記入してください。

（適合性「なし」の場合、理由の欄に具体的に記載してください。）

項目	内　容	適合性の有無
書面の交付及び説明	① 認定住宅入居者※に対し、入居契約を締結するまでに居住安定援助の内容、入居契約の内容等について、書面の交付又は電磁的方法による提供をして説明している。	
	② 認定住宅入居者※に対する居住安定援助の内容等を帳簿に記載し保存している。	
帳簿の備付け	③ 帳簿は各事業年度の末日で閉鎖し、５年間保存している。	
目的外使用	④ （該当する場合）住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）第50条第１項に基づき承認を受けている。 （該当しない場合は「なし」と記入してください。）	
その他適守事項	⑤ 業務に関して広告をする場合において、表示についての方法を遵守している。	
	⑥ 認定住宅入居者※に対して説明した事項に変更があったときは、当該認定住宅入居者に対し、その変更の内容について、書面の交付又は電磁的方法による提供をして説明している。	
	⑦ 認定住宅を良好な状態に保つように維持、修繕している。	
	⑧ 認定事業者自身を紹介することの対償として福祉サービス等事業者に金品等の利益を供与していない。	
	⑨ 認定住宅入居者※等を紹介することの対償として福祉サービス等事業者から金品等の利益を収受していない。	
	⑩ 居住安定援助について特定の認定住宅入居者※に対して不当な差別的取扱いをしていない。	
	⑪ 認定住宅入居者※が安心して生き生きと明るく生活できるよう必要な情報や居住安定援助を提供するとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を提供する等認定住宅入居者の居住の安定を図るように努めている。	
	⑫ プライバシーの確保に配慮した運営を行っている。	
	⑬ 居住安定援助の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、認定住宅入居者※に対し、当該居住安定援助の提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいよう説明を行っている。	
	⑭ 業務上知り得た認定住宅入居者※の秘密を漏らしていない。	
	⑮ 職員が業務上知り得た認定住宅入居者※の秘密を、当該職員の退職後も漏らさないような措置を講じている。	
	⑯ 基本方針及び賃貸住宅供給促進計画に照らして適切に業務を行っている。	
適合性なしの理由		

※法第46条第１項に規定する認定住宅入居者（認定住宅に入居する住宅確保要配慮者）をいう。